

令和2年4・5月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和2年5月12日（火） 午後7時から午後9時15分
2. 開催場所 勝山市役所 3階 第2・3会議室
3. 出席委員 農業委員12名
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため農業委員のみの招集)

会長	1番	松村 勘兵衛			
会長職務代理	2番	中村 栄治			
農業委員	3番	牧野 元恵	8番	田中 政男	
	4番	酒井 清泰	9番	山内 百合子	
	5番	笠松 邦造	10番	山口 拓雄	
	6番	北山 謙治	11番	前田 壽夫	
	7番	須見 則雄	12番	平泉 節子	

4. 欠席委員 農業委員0名

5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃借権の設定）	可決
議案第5号	現況証明願いについて	可決
議案第6号	農地法第32条第3項の規定に基づく公示について	可決

- (報告事項)
- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (3) 農地の転用事実に関する照会の回答について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹生 禎昭 主任 多田 喜代彦 主任 山本 典子

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから令和2年4・5月定例農業委員会を開催いたします。本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、4月定例会と5月定例会を合わせての開催となります。会議に先立ちまして、4月の人事異動による新職員の紹介をさせていただきます。
事務局(川村)	◎農林政策課、農業委員会事務局 併任 川村聖市 主任 (前 上下水道課 主任)
事務局長	挨拶
事務局長	また、今年度より、議案書の様式を変更しております。こちらは、全国統一のシステムである「農地情報公開システム」を使用したものです。今年度よりこちらのシステムを利用して農地の情報や権利移動の管理を行います。様式は変更となりますが、記載事項は、これまでと同様です。よろしくお願いいたします。
松村会長	それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。 会長あいさつ
事務局長	本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の議案審議を行います。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時間を1時間程度といたします。終了予定は、遅くとも午後8時を予定しています。
事務局長	ありがとうございます。これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
議長(会長)	これより本日の会議に入ります。事務局から4・5月分の経過報告を申し上げます。
事務局(多田)	それでは、4・5月分の経過報告をいたします。
議長(会長)	事務局からの報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、本日の議事録署名委員を、11番 前田壽夫委員、12番 平泉節子委員、の両名にお願いします。
事務局(山本)	これより議事に入ります。日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。
議長(会長)	では、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
須見委員	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
議長(会長)	事務局と委員とで現地確認に行っていました。非常に天気も良く見通しが良かったです。この写真のとおり相違ありません。よろしくお願いいたします。
議長(会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第1号について採決いたします。議案第1号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決しました。続きまして、日程第2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局(山本)	それでは、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について、ご説明いたします。
議長(会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
須見委員	①につきまして、現地確認をさせていただきましたが、集落内の農地で誰が見ても建物を建てると思われるような場所です。致し方ないと考えます。以上でございます。
平泉委員	②につきまして、集落内の農地ですが所有者は県外在住の方で、以前は耕作をされ

	ていたようですが、現在は耕作されておらず、現地確認の時には草刈りされている状態でした。住宅建築ということなので、両隣も住宅ですし問題ないと考えます。
平泉委員	③の砂利採取ですが、事務局の説明どおり国道沿いの道から車が出入りします。申請地の周辺には建物はなく問題ないと考えます。以上でございます。
議長(会長)	報告は以上です。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
北山委員	砂利採取は、延長届は出そうですか。
事務局(多田)	現段階では、この先拡張するような話を聞いておりません。従って変更や延長はないと考えています。
北山委員	隣地の農地はどうなっていますか。
事務局(多田)	隣地はすでに水稻が植わっています。また所有者は、今回の所有者とは別の方です。
議長(会長)	この先、万が一、拡張するようなことがあれば、事務局で精査したいと思います。
前田委員	追加の有無は、事前に業者に聞けないのですか。
中村代理	国道から現場まで標高差があるが、進入路はどこを使いますか。
事務局(多田)	平泉委員からの説明にもあったとおり、国道沿いの橋の方からと聞いております。
中村代理	道路幅が狭いように感じますが。
事務局(多田)	ダンプが通ることのできる道路幅はあります。
議長(会長)	他にご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第2号について採決いたします。議案第2号は、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに、異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。
	続きまして、日程第3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)についてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局(多田)	それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)について、ご説明いたします。
議長(会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
須見委員	現地確認をしましたところ、写真のとおりですが、現況も買受者が耕作されており、問題ないと考えます。
議長(会長)	報告は以上です。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
中村代理	これまで貸付地がある場合、公社や機構に貸し付けている場合にのみ買うことができ、相対では買うことができなかった。事務局が変わった途端に買うことができるようになった。事務局が独断でやりすぎているのではないか。
事務局(多田)	農業基盤経営強化促進法第18条第3項に農地を買うことができる人の条件が謳われていますが、その一文に「耕作者は全ての農地を効率的に利用して耕作することが認められること」とあります。この全ての農地の利用というのは、貸付地以外の農地を指します。さらに農地法関係事務に係る処理基準第3の3の(1)によりますと、「他の者に権利を設定している農地は、設定を受けた者の耕作する農地であり、所有者の耕作すべき農地に含まれない。」とあります。同じように「貸付地が適切に耕作されていないときは新たに農地を買うことを認められない。」とあります。従って貸付地があったとしても、その農地は、所有者の耕作すべき農地ではなく借受者の耕作すべき農地で

	<p>あって、借受者により耕作されているのなら新たに農地を買うことができますと言えます。 以上は、北陸農政局にも確認しております。</p>
北山委員 議長(会長)	<p>砂利採取もそうだが、これまで農業委員会では、法律で大丈夫なのを止めていたことがある。法律でいいと言っているなら、ここで法律外のことを決めてもそれは違法だ。解釈をどうするかである。中村代理の言う、公社に貸すとか機構に貸すといった一文はどこにもない。</p>
北山委員	<p>ならば法律に従ってするしかない。以前は相対で貸したら駄目だと言っていたが、それは農業委員会が誤っていたということ。</p>
中村委員	<p>そのような解釈であるならそれでよい。ただ、去年まではそれで通らなかった。それで門前払いになった人が山ほどいる。</p>
山内委員	<p>今までの勝山市農業委員会の解釈が違っていたのであれば、修正すればいいと思います。法律で認められているのならその通りなのではないですか。</p>
中村代理 山内委員 中村代理 山内委員 議長(会長)	<p>これまで駄目で諦めた人が山ほどいる。事務局は皆に説明に行かないといけない。諦めた人たちは、どうしても農地が欲しいのですか。 渋々のところもある。 じゃあいいんじゃないですか。 事務局がきちんと調べて、このような結果になった。</p>
北山委員	<p>法律に従って内規を決めないといけない。勝手に農業委員会で法律違反の内規を決めて、権限もないのに押しえつけるのはいかがなものか。裁判をしたら負けてしまう。一年一年進歩していかなければ。農地は売れない、後継者がいない、という時代に農業委員会が、法律違反の勝手な権限で縛りをかけている。昨年までは駄目だったけど、今年から買えるようになった。ならば大いに買ってもらいたい。また、山ほどはいない。</p>
議長(会長)	<p>他に、ご意見、ご質問ございませんか。</p>
中村代理 事務局(多田)	<p>様式が変わりましたが、この様式で嘱託登記は可能ですか。 前回と見比べますと、唯一支払方法が入っていませんが、嘱託登記に関係ありませんので問題ありません。</p>
中村代理 事務局(多田)	<p>じゃあそのことを備考欄に書いたら。 今後、書かせていただきます。</p>
中村代理 議長(会長)	<p>時期とかも厳守で、あとでできなかつたということのないように。いいね。 他にご意見、ご質問ありませんか。ないようですので、これより、議案第3号について採決いたします。議案第3号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
全員 議長(会長)	<p>異議なし それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権移転)については、原案どおり承認することに決しました。</p>
事務局(多田)	<p>続きまして、日程第4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(賃借権の設定)についてを議題とします。事務局より説明願います。</p>
議長(会長)	<p>それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(賃借権の設定)について、ご説明いたします。 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第4号について採決いたします。議案第4号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>

全員	異議なし
議長(会長)	では、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(賃借権の設定)については、原案どおり承認することに決しました。続きまして、日程第5 議案第5号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局(山本)	それでは、議案第5号 現況証明願いについて、ご説明いたします。
議長(会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
笠松委員	①については写真のとおり木が生えており、非農地と認めてよいのではと考えます。
	②については、昔は畑として利用していましたが、現在は砂利が敷いてあり、こちらも非農地として認めてよいと考えます。以上でございます。
山口委員	③については、写真のとおり現在は空き地となっております、非農地であると認められます。以上でございます。
議長(会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第5号について採決いたします。議案第5号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	では、議案第5号 現況証明願いについては、原案どおり承認することに決しました。続きまして、日程第6 議案第6号 農地法第32条第3項の規定に基づく公示についてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局(多田)	それでは、議案第6号 農地法第32条第3項の規定に基づく公示について、ご説明いたします。
議長(会長)	説明は以上です。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
中村代理	現地確認はしなくてよいのですか。法律的にはどうなのですか。
事務局(多田)	他市町に確認しましたが、先般地では、農業委員の現地確認はございませんでした。
中村代理	航空写真等のチェックはしていますか。
事務局(多田)	しています
牧野委員	ここに上がっているのは農地だけで、他の宅地などは上がってないんですね。
事務局(多田)	そのとおりです。
議長(会長)	保田にも1件相続放棄がある。所有権はどうなるんですか。
事務局(多田)	所有権については問われません。利用権だけを問うという形になります。
牧野委員	となると、税金も入って来ないんですね。
中村代理	農業委員会は承認だけなんですか。どういう対応になるのですか。
事務局(多田)	公示してもよろしいか、ということになりますので、公示してよろしいかについて審議いただきます。
議長(会長)	では、議案第6号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第6号 農地法第32条第3項の規定に基づく公示については、原案どおり承認することに決しました。
	次に、報告事項に入ります。農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局(多田)	それでは、農地法第18条第6項の規定による通知について 報告いたします。
議長(会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に、農地法

	第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局(山本) 議長(会長)	それでは、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に、農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。
事務局(山本) 議長(会長)	それでは、農地の転用事実に関する照会の回答について 報告いたします。 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。
北山委員	誰が管理するのか。何を捨てるのか把握していますか。
事務局(山本)	こちらは、平成8年に残土捨場として転用許可されたものです。今回、その案件から年数が経っているということで法務局より照会がありました。
中村代理 須見委員	現場はどうでしたか 残土などはありません。現在は、木が生い茂って山林です。道は乗用車が1台通れるくらいの幅で、ダンプなどは通れそうにもありません。
中村代理 北山委員	今更、畑から山林にするのは魂胆がありそうだ。 魂胆があるんだと思う。これからどのように使うか確認しているか。産廃なんかを捨てられたら困る。残土を捨てるのなら県の許可は出ているのか。
事務局(多田) 中村代理	そちらについては確認させていただきます。 あくまで法務局照会なので、農業委員会としては、現地を見に行き、現況を報告するほかない。
事務局(多田)	所有者の方に連絡を取りまして、どのように活用するか、どのような物を捨てるかについて調査させていただきます。
議長(会長)	それではその他に入ります。(1)令和2年度農業委員会活動計画書(案)について、事務局より説明願います。
事務局(山本) 議長(会長)	説明 続いて、(2)令和元年度農業委員会研修会計および慶弔会計決算報告書について、事務局より説明願います。
事務局(山本) 議長(会長)	説明 続いて、(3)令和2年度経営安定所得対策について、事務局より説明願います。
事務局(多田) 議長(会長)	説明 6月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局(多田) 議長(会長)	次回は、6月25日(木) 午後1時30分から、開催予定としております。 4・5月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。
中村代理	閉会のことば

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長 松村 勘兵衛 ㊟ 11番 前田 壽夫 ㊟

12番 平泉 節子 ㊟